

小中一貫教育に適した学校施設の在り方について
～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～
(案)

平成27年 月

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

目次

はじめに

第1部 小中一貫教育に適した学校施設の在り方

第1章 背景	1
第1 検討経緯	1
第2 小中一貫教育の制度化	2
1 制度化の目的	
2 制度設計の基本的方向性	
(1)小中一貫教育を行う新たな学校種の創設	
(2)教育課程	
(3)組織	
(4)施設	
3 小中一貫教育の制度化に対応した施設整備の必要性	
(1)学校施設の役割	
(2)9年間一貫した教育を実施するための学校施設の整備	
第2章 小中一貫教育を実施する学校施設の現状、課題	6
第1 全体的な状況	6
第2 施設形態ごとの現状、課題	8
1 施設一体型	
(1)計画・設計段階	
(2)整備段階	
(3)施設利用状況	
2 施設隣接型・分離型	
3 施設整備に関する課題への対応の必要性	
第3章 小中一貫教育に適した学校施設の在り方	14
第1 小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方	14
1 9年間一貫した教育活動に適した施設環境の確保	
2 9年間一貫した学校運営に適した施設環境の確保	
3 地域ぐるみで子供たちの学びを支える場としての施設環境の確保	
第2 小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計における留意事項	15
1 小中一貫教育を円滑に導入するための計画・設計プロセスの構築	
2 地域の実情や将来動向を考慮した施設の規模、形態の設定	
3 施設一体型の留意事項	

- (1)教育活動の一貫性確保への対応
- (2)学校運営の一貫性確保への対応
- (3)小中一貫教育の実施に適した安全性の確保
- 4 施設隣接型・分離型の留意事項
 - (1)教育活動の一貫性確保への対応
 - (2)学校運営の一貫性確保への対応
 - (3)小中一貫教育の実施に適した安全性の確保
- 5 既存学校施設の有効活用
- 6 地域と共にある学校施設の整備

第4章 国による支援策	25
-------------	----

第2部 先行事例

第1章 小中一貫教育を実施する学校施設の整備例	26
第2章 先行事例における計画・設計の事例間比較	69

参考資料	80
------	----

「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」の概要等	110
------------------------------	-----

はじめに

- 「学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」(以下「改正法」という。)が、平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなった。今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものである。
- 現在、小中一貫教育の取組を先行して進めている学校においては、「中1ギャップ」の緩和や小学校高学年における子供の発達に即した指導の充実、教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応等のため、柔軟な学年段階の区切りの設定、乗り入れ授業の実施、小学校段階からの教科担任制の導入など、それぞれの地域や学校の実情に応じた取組が行われているが、小中一貫教育を実施する学校の施設計画については、総合的に整理された指針などはなく、設置者において、先行事例などを参考に試行錯誤を重ねながら実施しているのが現状である。
- こうした背景を踏まえ、本会議は小中一貫教育に関する学識経験者や先行して取り組んでいる行政や学校関係者の協力を得て、アンケート調査や視察により実態を押さえながら議論を重ねて、小中一貫教育の効果的な実施に資するための学校施設に関する本報告書を取りまとめた。
- 具体的には、改正法や中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」で示されている小中一貫教育の制度化の内容を踏まえ、小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方や計画・設計における留意事項を示すとともに、先行事例を掲載して、施設の計画・設計における留意事項についての具体的内容や計画・設計の前提条件となる教育課程、運営状況を分かりやすく解説している。
- 小中一貫教育の導入については、児童生徒の実態や地域・保護者のニーズ等を踏まえ、設置者が適切に判断すべき事項であるが、その際、小・中学校段階の教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる施設環境を整えることが重要である。そのためには、施設づくりの早い段階から関係者が参画し、理解と合意を図っていくことが極めて重要である。
- 本会議としては、設置者が本報告書を参考に、個々の学校や地域の実情に応じた良好な小中一貫教育のための施設環境を確保し、これにより我が国の小中一貫教育の質的向上に寄与することを切に願う。

第1部 小中一貫教育に適した学校施設の在り方

第1章 背景

第1 検討経緯

- 小中一貫教育¹については、これまで全国の学校、設置者において、小学校における教育と中学校における教育を円滑に接続させるために研究開発学校制度²や教育課程特例制度³を活用するなど、設置者の判断により取組が進められてきた。
- 近年、小中一貫教育に取り組む施設一体型校舎の整備が増加してきたことを背景に、国立教育政策研究所文教施設研究センターは、平成21年2月、施設一体型校舎の計画・設計上の留意点について報告書を作成・公表⁴した。この時は施設一体型校舎の整備事例が限られており、そのほとんどが新築や改築による施設整備であった。
- 平成24年7月、「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」（中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会）において、「小中連携、一貫教育の効果的な実施に資する学校施設の在り方について、国として検討することが必要」と明記されたことを受け、平成25年2月に文部科学省は「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の下に「小中一貫教育推進のための学校施設部会」（以下「小中一貫教育施設部会」という。）を設置し、施設一体型校舎を対象として学校施設の在り方について検討を開始した。
- 平成26年7月から中央教育審議会において小中一貫教育の制度化について審議が開始されたことを受け、小中一貫教育施設部会は中央教育審議会と連携を取りながら、小中一貫教育の制度化の審議を踏まえ、施設の一体・分離を問わず小中一貫教育に適した学校施設の在り方について検討することとなった。
- 平成26年12月、中央教育審議会は「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」（以下「中教審答申」という。）を取りまとめ、この中で、国に小中一貫教育を実施する上で効果的な施設の在り方について留意事項を示すことについて提言した。

¹ 本報告書において、「小中一貫教育」とは、P6 に示す実態調査における定義と同様の意で用いている。

【小中一貫教育】：小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

² 教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領など現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法について研究開発を行う（昭和51年度から開始）。

³ 文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領などによらない教育課程を編成して実施することを認める制度（平成15年度より、「構造改革特別区域研究開発学校」制度として始まり、平成20年度より、「教育課程特例校」制度として手続きを簡素化するなどしている）。

⁴ 「小中一貫教育の特色を活かした学校づくり～施設一体型校舎の計画・設計の留意点～」（平成21年2月 国立教育政策研究所文教施設研究センター研究会報告書）

- 以上のような背景に加えて、小中一貫教育に取り組む設置者の増加に伴い、既存施設の増築や改修整備による対応が多くなってきた。また、先行して小中一貫教育を行うために整備された施設一体型校舎については、小中一貫教育の実践により施設利用に関する様々な知見が蓄積されてきた。
- こうした状況を踏まえ、小中一貫教育施設部会においては、設置者の主体的な判断により小中一貫教育の導入を決定した際に、良好な小中一貫教育のための施設環境の確保に資するよう、全国規模での調査を通じて現状や課題など実態を把握し、学校施設の基本的考え方や計画・設計における留意事項等について検討するとともに、先行事例を収集・整理した。
- 平成27年6月24日、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校種として規定する改正法が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなった。

第2 小中一貫教育の制度化

1 制度化の目的

- 中教審答申において、小中一貫教育の制度化の目的については、「小・中学校段階の教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効であると判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることである」とし、このことにより、小中一貫教育の優れた取組の全国展開と既存の小・中学校における小中連携の高度化が促進され、
 - ① 組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上(学力・学習意欲の向上)、
 - ② 子供たちの社会性の育成機能の向上、
 - ③ いわゆる「中1ギャップ」の緩和(不登校・いじめの減少等)をはじめとする生徒指導上の諸問題の減少 等
 に資することとなり、義務教育全体の質の向上が期待されるとしている。

2 制度設計の基本的方向性

(1) 小中一貫教育を行う新たな学校種の創設

- 現行の小・中学校の制度下における小中一貫教育の取組形態は、教育課程の在り方、学年段階間の区切りの設け方、学校のマネジメント体制の在り方、施設形態など様々であり、地域の実情に即した取組がなされている。こうした各地域の主体的な取組によって多様な形で発展してきた経緯に鑑み、中教審答申においては、以下の二つの形態⁵を制度化することを提言している。

⁵ 本報告書においては改正法を踏まえ、中教審答申で示された「小中一貫教育学校(仮称)」については「義務教育学校」として表記することとする。

- ① 一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)。
 - ② 独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小学校・中学校(仮称))。
- なお、義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校(仮称)においては、小・中学校学習指導要領における内容項目を全て取り扱う形で教育が行われるものであり、小・中学校とこれらの学校が併存することで義務教育の機会均等が果たされなくなる事態は想定されていない。また、設置者である市町村が、義務教育学校を導入するか小中一貫型小学校・中学校(仮称)を導入するか、小中一貫教育を全域実施するか一部実施するかなど、どの形態を取るかは、児童生徒の実態や地域・保護者の要望などを踏まえ適切に判断すべきとされている。

(2)教育課程

- 義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校(仮称)における教育課程については、
- ① 9年間の教育目標の明確化
 - ② 当該教育目標に即した教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程の編成・実施(年間指導計画の策定を含む)
- することについて提言されている。また、現行の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とした上で、独自教科の設定、指導内容の入替え・移行など、一定の範囲で教育課程の特例を認めることが適当とされている。
- いわゆる「中1ギャップ」や子供の発達の早期化など、それぞれの地域の児童生徒が抱える教育課題に対応して、9年間の教育課程において6-3以外にも4-3-2や5-4といった柔軟な学年段階の区切りを設定しやすくすることが求められている。
- 小学校段階を終えた後、希望する場合には他の学校への転校が円滑に行えるよう配慮することも必要であり、義務教育学校の修業年限の9年間を小学校段階に相当する6年の前期課程と中学校段階に相当する3年の後期課程の二つの課程に区分し、前期課程修了の翌年度から中学校などへの入学を認めることが適当とされている。

(3)組織

- 義務教育学校については、一人の校長の下で一つの教職員組織が小中一貫教育を実施することとされている。一方、小中一貫型小学校・中学校(仮称)については、多様な取組の実態を踏まえ、学校ごとに校長と教職員が配置されて小中一貫教育を実施することになるが、一貫教育の実質を適切に担保する観点から、学校間の意思決定の調整システムの整備を要件として求めることが適当とされている。

(4)施設

- 義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校(仮称)については、柔軟な取組を可能とするなどの観点から、施設の一体・分離といった施設形態にかかわらず設置を可能とすることが適当とされている。

【小中一貫教育の制度設計の概要】											
◎ 小中一貫教育の2つの類型	◎ 制度化後のイメージ										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>義務教育学校</th> <th>小中一貫型 小学校・中学校(仮称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 修業年限 ・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保) </td> <td> ・小・中学校と同じ </td> </tr> <tr> <td> 教育課程 ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間に入れ替え・移行) </td> <td> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ) </td> </tr> <tr> <td> 組織 ・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間で適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置 </td> <td> ・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置 </td> </tr> <tr> <td> 施設 ・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援 </td> <td> ・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援 </td> </tr> </tbody> </table>	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)	修業年限 ・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ	教育課程 ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間に入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)	組織 ・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間で適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置	施設 ・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	
義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)										
修業年限 ・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ										
教育課程 ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間に入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)										
組織 ・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間で適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置										
施設 ・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援										
(※)通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化											

3 小中一貫教育の制度化に対応した施設整備の必要性

(1) 学校施設の役割

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な条件である。このため、充実した教育活動を存分に展開できる、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものでなければならない。
- また、学校施設は、地域住民にとって最も身近で、生涯学習活動や地域住民の交流等が行われる多様な活動の拠点であり、また、地震などの災害時には地域住民の避難所としても重要な役割を担っている。
- 小中一貫教育の制度化に対応した施設整備においても、これらの役割を踏まえ、小中一貫教育を実施する上で効果的な学校施設を整備していくことが求められる。

(2) 9年間一貫した教育を実施するための学校施設の整備

- 小中一貫教育に取り組む学校は、一体的な組織体制の下、9年間の系統性・連続性のある教育課程を編成し、教育活動が実施される。このため、小中一貫教育に取り組む学校施設の整備においては、授業方法の違い(小学校:学級担任制/中学校:教科担任制)、授業の一単位時間の違い(小学校:45分/中学校:50分)、部活動の有無等の小・中学校段階間の運営上の違いに配慮しながら、9年間一貫した教育活動を含めた学校運営ができるとともに、児童生徒の発達段階に応じ、安全性を備えた施設環境を確保することが求められる。また、地域ぐるみで子供たちの9年間の学びを支えていく観点から、地域と連携できる施設環境を確保することも求められる。

- また、中教審答申においては、人間関係の固定化や小学校高学年におけるリーダー性育成など教育指導上の課題について指摘されている。これらの課題に対する手立てとして、例えば人間関係の固定化に対しては、異学年交流スペースを充実させて交流を大幅に増やすことや、小学校高学年におけるリーダー性育成に対しては、校舎やフロアの区分による成長段階の演出が有効など、施設面から対応できることもあるとされている。このため、小中一貫教育に取り組む学校施設の整備においては、小中一貫教育に指摘される課題について、これまでの各地域における先行的な取組などを通じて、明らかになってきている効果的な対応策や配慮すべき事項に留意して計画・設計していくことも求められる。

第2章 小中一貫教育を実施する学校施設の現状、課題

○ 小中一貫教育施設部会では、小中一貫教育を実施する学校施設の現状、課題について、以下の調査結果に加え、視察結果なども踏まえて整理した。

- ① 全体的な状況については、中央教育審議会における小中一貫教育の制度化に関する審議に先立って、文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査⁶」（平成26年5月1日現在、以下「文科省実態調査」という。）により把握。
- ② 施設形態ごとの現状、課題については、文科省実態調査に加え、小中一貫教育施設部会が実施した「小中連携・一貫教育校の学校施設の在り方に関するアンケート調査⁷」（平成25年5月1日現在、以下「施設部会アンケート調査」という。）により把握。

【調査における小中一貫教育の定義】

（小中連携教育）

小・中学校が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

（小中一貫教育）

小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

【施設形態の分類】

施設一体型：小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている

（小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む）

施設隣接型：小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている

施設分離型：小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている

第1 全体的な状況

（1）小中一貫教育の取組状況

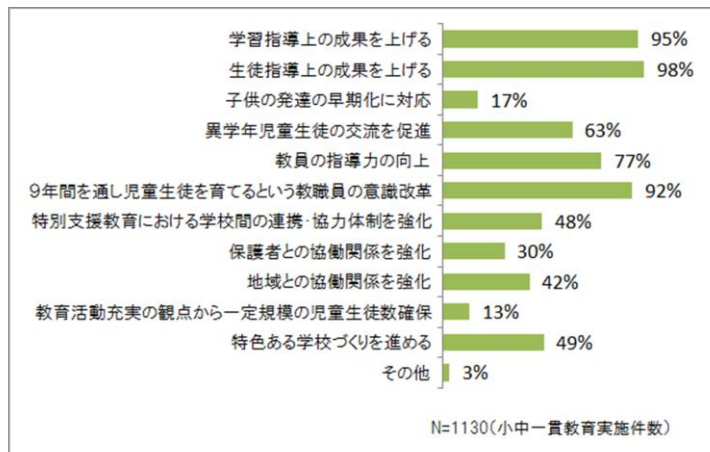
- ① 文科省実態調査によると、小中一貫教育に取り組む市町村（特別区を含む。以下同じ。）は211、取組の総件数は1130件（以下「小中一貫教育実施校」という。）である。今後、小中一貫教育の実施を予定又は検討している市町村や、全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小中一貫教育の導入は今後増加していくものと考えられている。

- ・ 小中一貫教育を実施中：211市町村（約1割）
- ・ 小中一貫教育を実施予定又は検討中：166市町村（約1割）
- ・ 国及び他市町村の状況を注視している市町村：450市町村（約3割）
- ・ 小中一貫教育の取組件数：1130件（小学校2284校、中学校1140校）

⁶ 文科省実態調査は、小中一貫教育等の実態を調査するため、全都道府県、全市区町村、小中一貫教育を実施している全国の国公立小・中学校を対象に実施。

⁷ 施設部会アンケート調査は、小中連携、一貫教育の導入を目的として施設整備を行い、平成18年4月から平成25年5月までの間に開校した施設一体型校舎の公立小・中学校（131校）を対象に実施。小中一貫教育の制度設計の基本的方向性を踏まえ、小中一貫教育を実施する学校（79校）と小中連携教育を実施する学校（52校）に分類し、小中一貫教育を実施する学校施設を対象に分析した。（施設部会アンケート調査の結果については、参考資料「小中連携・一貫教育校の学校施設の在り方に関するアンケート調査結果」参照）。

② 中教審答申において指摘されているとおり、小中一貫教育に取り組む学校の狙いは様々であり、学習指導上・生徒指導上の成果を上げる、一定規模の児童生徒数の確保や異学年の交流の促進といったもののほか、教員の指導力の向上や、9年間通して子供を育てるといった教職員の意識改革を掲げているところも多い。



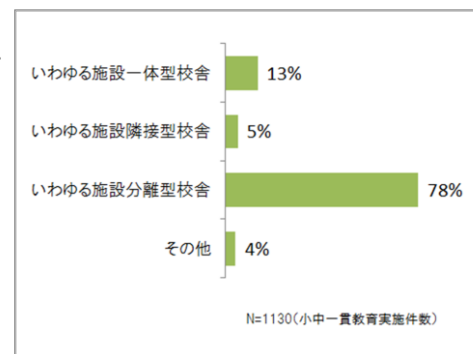
図表 1-1: 小中一貫教育を行う学校の主な狙い(文科省実態調査)

小中一貫教育に取り組む学校は、地域や児童生徒の実態を踏まえ、多面的な狙いを設定して取り組んでいるものと考えられている。

なお、9年間を一まとまりと捉えた教育目標を設定し、各教科別に9年間の系統性を整理した教育課程の編成を行っている取組は、小中一貫教育実施校1130件のうち、4分の1程度であり、これらの実施校では多くの成果を認識している⁸。

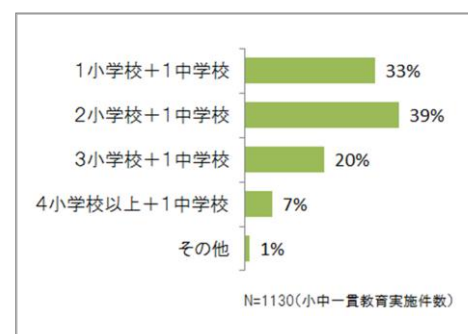
(2) 施設の状況

① 小中一貫教育実施校の施設形態については、取組の総件数1130件のうち、施設一体型校舎が13%(148件)、施設隣接型校舎が5%(59件)、施設分離型校舎が78%(882件)、その他4%(41件)である。



図表 1-2: 校舎設置状況(文科省実態調査)

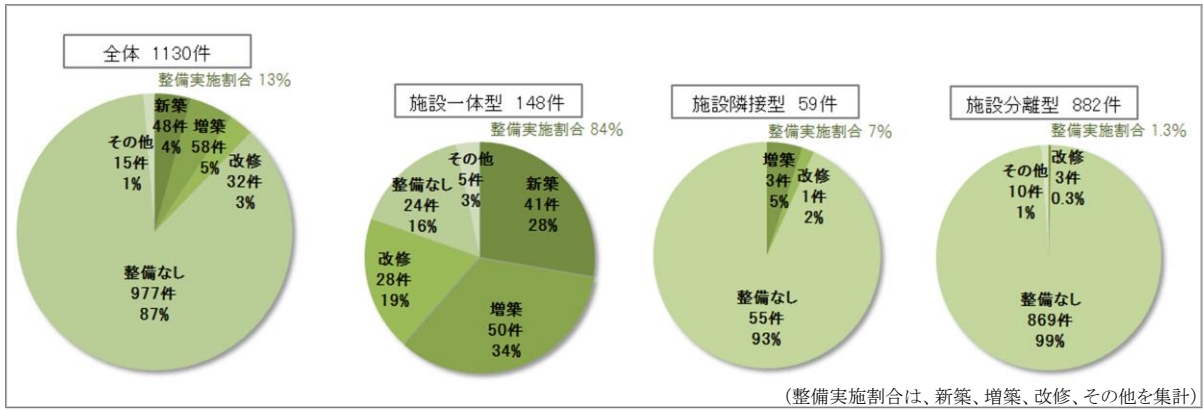
② 小中一貫教育を行う学校の組み合わせについては、2小学校+1中学校が39%、1小学校+1中学校が33%、3小学校+1中学校が20%、4小学校以上+1中学校が7%であり、複数の小学校と一つの中学校が連携して小中一貫教育に取り組むケースが多い。



図表 1-3: 学校の組み合わせ(文科省実態調査)

③ 校舎の整備状況については、全体では新築、増築、改修、その他を合わせた整備の実施割合は13%(153件)である。施設形態ごとに整備の実施割合を見ると、施設一体型では84%、施設隣接型では7%、施設分離型では1.3%である。

⁸ 文科省実態調査のクロス分析(9年間の一貫した学校教育目標・カリキュラム×小中一貫教育の成果)による。

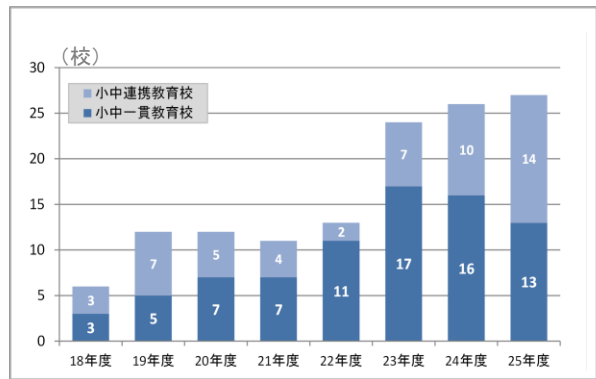


図表 1-4: 施設形態ごとの校舎の整備状況 (文科省実態調査)

第2 施設形態ごとの現状、課題

1 施設一体型

○ 施設一体型校舎を整備した学校数 (小・中学校を1校として計上) については、施設部会アンケート調査 (平成25年5月1日現在) によると、平成18年4月から25年5月までの間に79校開校しており、近年増加傾向にある。また、文科省実態調査によると小中一貫教育実施校のうち施設一体型においては約8割が整備を実施している。このような状況を踏まえ、施設一体型について、計画・設計段階、整備段階、施設利用状況の3つの観点から、アンケート調査結果を整理すると以下のとおりである。



図表 2-1: 施設一体型の小中一貫教育、連携校の開始年度 (施設部会アンケート調査)

(1) 計画・設計段階

① 小中一貫教育を導入した学校の経緯 (きっかけ) については、教育長や校長等の教育方針、少子化や市町村合併等を契機とした教育環境の整備、不登校の増加や学力・学習意欲の低下など中1ギャップの顕在化といった回答が調査校の約5割を占める。

■ 小中一貫教育校 (79校) ※上位の項目を示す	
① 教育長、校長等の教育方針	43校 (54%)
② 教育環境の整備	39校 (49%)
③ 中1ギャップの顕在化	38校 (48%)

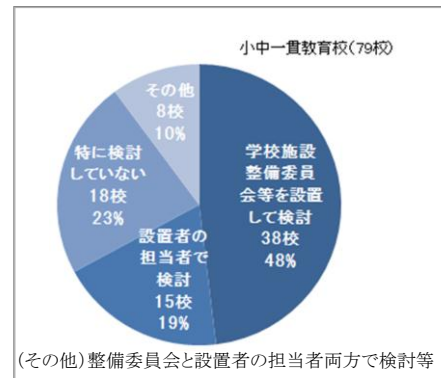
図表 2-2: 小中一貫教育を導入した学校の経緯 (施設部会アンケート調査)

② 整備理由については、約9割の調査校が、施設整備に際して学年段階の区切りの設定や異学年交流等による学習指導上の効果を狙って実施している。

■ 小中一貫教育校 (79校) ※上位の項目を示す	
① 学習指導上の効果	68校 (87%)
② 効率的な施設利用	48校 (61%)
③ 生徒指導上の効果	39校 (49%)

図表 2-3: 施設一体型の整備理由 (施設部会アンケート調査)

- ③ 施設整備の際に、約半分の調査校においては学校施設整備委員会等を設置して整備方針などを検討しているが、約2割の調査校においては特に検討していない。

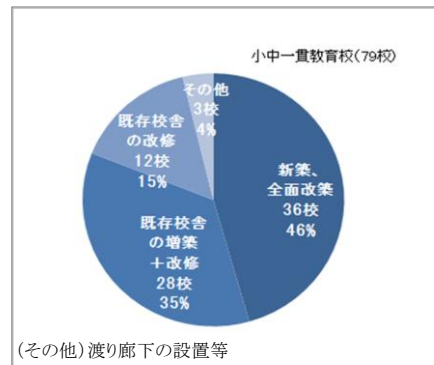


図表 2-4: 学校施設整備方針の検討体制 (施設部会アンケート調査)

- ④ 計画・設計段階に関わる課題については、以下のような指摘がある。
- ・ 地域の実情を踏まえ、関係者との協議に十分な時間を取ることが必要である。
 - ・ 既存の校地・校舎をどう残していくかという方針決定には時間を要する。
 - ・ 9年間の教育をどのように進めていくかという構想の下、その構想を実現するための施設を計画することが必要である。
 - ・ 学校と連携し、利用者としての意見を取り入れた施設を計画することが必要である。
 - ・ 学校側においても先行事例の視察や調査研究を通して、小中一貫教育について十分理解した上で、計画・設計段階から関わっていくことが必要である。
 - ・ 既存校舎を活用する場合においては、教職員、児童生徒、保護者、地域住民の協力を得ながら、段階的に整備することもできる。

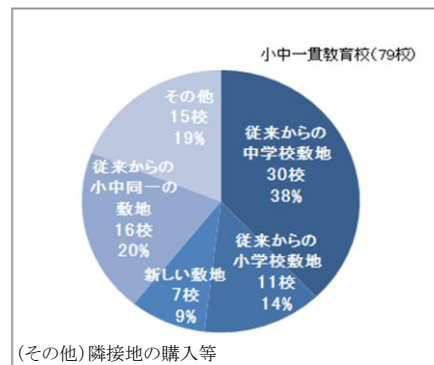
(2) 整備段階

- ① 整備手法については、約5割の調査校では新築や全面改築を実施している。既存校舎の増築や改修で対応した調査校も約5割ある。なお、「28学級以上」の調査校では9割が新築や既存校舎の全面改築を実施し、「27学級以下」の調査校では約6割が既存校舎を活用している。



図表 2-5: 施設一体型の整備手法 (施設部会アンケート調査)

- ② 校地計画については、約4割の学校が従来からの中学校敷地を活用して整備を実施している。
- なお、「9学級以下」の調査校では、従来からの中学校敷地を利用している場合が約5割を占める。一方、「28学級以上」の調査校では、新たな敷地や隣接地を確保している場合が約5割を占めている。



図表 2-6: 施設一体型の校地計画 (施設部会アンケート調査)

- ③ 整備段階に関わる課題については、以下のような指摘がある。
- ・ 既存校舎を活用する場合において、耐震壁の配置に合わせて教室を配置しなければならないという制約があったが、特別教室の増築部分を含めて全体のゾーニングを計画している。
 - ・ 既存の小学校の校地・校舎を活用しているため、グラウンドにある器具やプールの水深が中学生の体格に合わないものがある。安全に留意しながら使用している。
 - ・ 将来動向を予測して、増築が可能な敷地を確保しておくことが必要である。

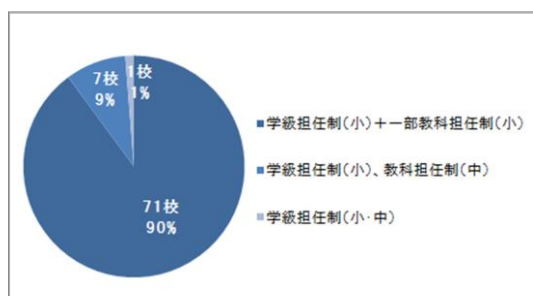
(3) 施設利用状況

- ① 約8割の調査校が6-3以外の学年段階の区切りを設けている。学年段階の区切りの設定に合わせて、区切りごとに同一階に教室を配置するなどまとまりのある空間とすることや、異学年との交流スペースを意図的に計画することなどの工夫が見られる。

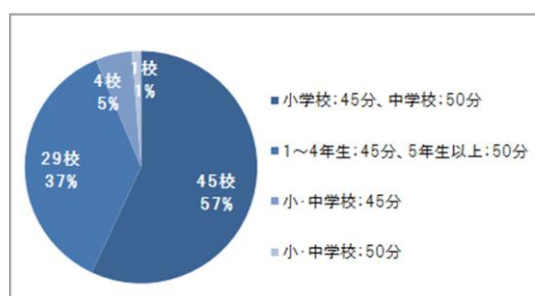
■小中一貫教育校(79校)		
①	4+3+2	54校(68%)
②	6+3	17校(22%)
③	5+4	2校(3%)
④	3+4+2	1校(1%)
⑤	その他	5校(6%)
(その他)4+2+3、2+7等		

図表 2-7: 学年段階の区切りの設定
(施設部会アンケート調査)

- ② 指導方法については、9割の調査校が小学校段階に一部教科担任制を導入している。また、授業の1単位時間については、約6割の調査校が従来どおり小学校45分、中学校50分で授業を実施しているが、約4割の調査校においては小学校5年生から50分授業を採用している。



図表 2-8: 授業方法(施設部会アンケート調査)



図表 2-9: 授業の1単位時間(施設部会アンケート調査)

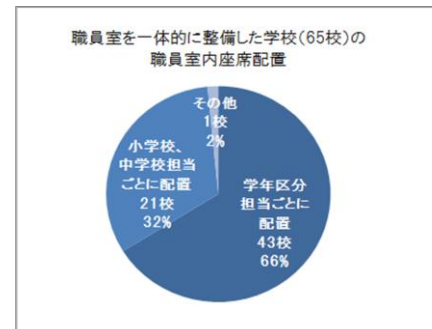
- ③ 比較的時間帯に左右されない職員室や校長室等の管理関係室、家庭教室や図書室等の学習関係諸室、昇降口・玄関等について、共同利用されている傾向が高い。

なお、「9学級以下」の調査校では、「10~27学級」及び「28学級以上」の学校と比較して、音楽教室、理科教室、図工教室、コンピュータ室等の学習関係諸室、体育館、グラウンドにおいて共同利用している傾向が高く、学校規模により共同利用の程度が異なる。

■小中一貫教育校(79校)		※上位の項目を示す
①	職員室	71校(90%)
②	家庭教室	61校(77%)
③	校長室	59校(75%)
④	昇降口・玄関	56校(71%)
⑤	図書室	55校(70%)
⑥	グラウンド	55校(70%)

図表 2-10: 小・中学校で共同利用している諸室
(施設部会アンケート調査)

職員室を一体的に整備した調査校については、約7割の学校で学年段階の区切りごとに座席を配置している。



図表 2-11: 一体的に整備した職員室の座席配置(施設部会アンケート調査)

④ 異学年交流が行われているスペースについては、体育館、グラウンドが7割以上を占める。次いで、多目的教室や多目的スペース、ランチルームが多い。

① 体育館	64校(81%)
② グラウンド	57校(72%)
③ 多目的教室	35校(44%)
④ ランチルーム	33校(42%)
④ 多目的スペース	33校(42%)

図表 2-12: 異学年交流を行うスペース(施設部会アンケート調査)

⑤ 小中一貫教育の導入を目的に整備した際に、新たに追加したスペースについては、調査校の約4割が児童生徒の異学年交流スペースを、約2割が地域住民・保護者の交流スペースを設けている。

① 小・中児童生徒の異学年交流スペース	35校(44%)
② 地域・保護者の方々の交流スペース	17校(22%)
③ 複合施設	8校(10%)
④ その他	14校(18%)

(その他)少人数教室、国際教育室、多目的スペース等

図表 2-13: 新たに追加したスペース(施設部会アンケート調査)

⑥ 施設利用状況に関わる課題については、以下のような指摘がある。

- ・ 既存の中学校校舎の教室を小学校用として利用する場合において、壁面の掲示や学習用具の保管場所が少なかつたため、棚の配置、数を見直した。
- ・ 既存の小学校校舎を中学生が利用する場合において、特別教室の机の高さが低い、トイレが小さい等の問題が生じ、それらを解消するため改造した。
- ・ 学年段階の区切りを意識できるような校舎配置とするとともに、学年段階の区切りの変更に対応できる柔軟性のある施設とすることも必要である。
- ・ 異学年が交流できるスペースや、児童生徒の発達段階ごとに活動できるスペースを計画することが必要である。
- ・ 特別教室を共同利用する際には、準備室や教材等の収納スペースを充実させることも必要である。
- ・ 教職員が小・中学校合同で会議や研修を行うためのスペースが必要である。
- ・ きめ細かな指導を行っていくためには、打ち合わせや個別指導のためのスペースを確保したい。

2 施設隣接型・分離型

- ① 文科省実態調査によると、小中一貫教育に取り組む総件数1130件のうち、施設隣接型は5% (59件)、施設分離型は78% (882件)であり、小中一貫教育に取り組む学校の大半を占めている。
- ② 施設隣接型においては、小・中学校間の連携内容に応じて、教職員や児童生徒が隣接する施設を移動し、授業や行事等が実施されている。文科省調査によると、小中一貫教育の導入のために実施した整備内容は、小・中学校間の教職員の打ち合わせスペースや児童生徒の異学年交流スペース等である。

なお、以前は施設隣接型であった学校が、小中一貫教育の効果的な実施を目指して、隣接する施設を渡り廊下や校舎の増築により接続して、施設一体型として利用している事例もある。
- ③ 施設分離型においては、小・中学校間の連携内容に応じて、教職員や児童生徒が離れている施設を移動し、授業や行事等が実施されている。文科省調査によると、小中一貫教育の導入のために実施した整備内容は、小・中学校間の教職員の打ち合わせスペースや地域連携スペース等である。
- ④ 施設隣接型・分離型に関わる課題については、以下のような指摘がある。
 - ・ 小・中学校間の連携を行う上で、児童生徒や教職員が学校間を移動する際に時間を要し、時間割編成が難しくなる。
 - ・ 施設が分離していることを生かした学年段階の区切りの設定や教育内容・方法を検討することも必要である。
 - ・ 小・中学校間の合同授業、合同行事等を行う際には、授業などの前後における児童生徒、教職員の待機場所をあらかじめ検討しておくことが必要である。
 - ・ 小中一貫教育を円滑に実施していくためには、教職員が小・中学校合同で会議や研修等を行うことができるスペースが必要である。

3 施設整備に関する課題への対応の必要性

- 現行の小・中学校の制度下における小中一貫教育の取組形態は様々であり、地域の実情に即した取組がなされていることが前述の調査結果によって明らかになった。

学校施設の整備に当たっては、このような小中一貫教育の取組の多様性に配慮しつつ、以下に示す施設整備に関する課題について対応していく必要がある。

① 計画・設計プロセスの構築

小中一貫教育を実施する学校施設の整備においては、各学校の特色のある教育課程などについて十分考慮し、小中一貫教育のための施設環境を検討する必要があるため、早い段階から関係者が参画する場を構築し、小中一貫教育に関するソフトとハードを総合的に検討していくことが求められる。

② 施設規模の設定

施設規模の設定においては、施設の計画・設計や整備後の教育活動などに影響を与えるため、長期的視点に基づき検討していくことが求められる。また、一体化する小・中学校施設の規模が大きくなる場合には、児童生徒の生活集団規模の設定や特別教室などの共同利用の計画等への影響を十分に検討することが必要である。

③ 施設形態の設定

小中一貫教育を実施する学校施設は、小学校と中学校の施設が一体的であるか、隣接する敷地に別々に設置されているか、異なる敷地に別々に設置されているか、といった設置状況の違いだけでなく、複数の小学校が中学校に接続する形態など学校の組み合わせの違いもあり、地域の実情や学校施設の実態等により様々⁹である。いずれの施設形態を選ぶにしても、9年間一貫した教育の実施に適した形態を設定することが求められる。

④ 既存学校施設の有効活用

近年、既存学校施設を活用した小中一貫教育の導入が増加しており、こうした対応は今後も増加していくものと考えられる。小中一貫教育の実施に適した施設環境を確保するため、必要に応じて改修整備することになるが、その内容については、既存の小・中学校いずれの校地・校舎を活用するかによって異なることに留意が必要である。

公立小中学校施設については、建築後25年以上を経過した建物が全体の約7割を占め、老朽化が深刻な課題となっている。小中一貫教育を実施する学校施設を整備する場合にも、効率的・効果的に老朽化対策を進め、学校施設を長寿命化していくことが求められる。

⁹ 参考資料「小中一貫教育における校舎の設置状況の分類」を参照。

第3章 小中一貫教育に適した学校施設の在り方

- 小中一貫教育に適した学校施設については、小中一貫教育の制度化の目的に示されているとおり、学力・学習意欲の向上、子供たちの社会性の育成機能の向上、いわゆる「中1ギャップ」の緩和等に資するため、小中一貫教育の二つの形態(義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校(仮称))のいずれにおいても、小・中学校段階の教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる施設環境を確保することが重要である。
- 地域の実情や学校施設の実態等を踏まえ、以下のとおり9年間一貫性のある教育活動を含めた学校運営ができる施設環境を確保すると同時に、地域ぐるみで子供たちの学びを支える場としての施設環境を確保することが重要である。こうした小中一貫教育に適した施設環境を確保することは、小中一貫教育の効果的な実施に資するとともに、第1章第2の3に示す小中一貫教育に指摘される課題への対応も可能とするものである。

第1 小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方

1 9年間一貫した教育活動に適した施設環境の確保

- 小中一貫教育を導入する学校については、9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程を編成する必要がある。各々の学校において、地域の実情に応じた教育内容・方法(学年段階の区切り、学級担任／教科担任、授業の1単位時間、教科教室型の採否等)を計画して実践される。これらの諸条件を十分に理解した上で、小中一貫した教育課程に対応した施設環境、学年段階の区切りに対応した空間構成や施設機能、異学年交流スペースの充実など、9年間の系統性・連続性のある教育活動を効果的に実施できる施設環境を確保することが重要である。
- また、児童生徒にとって小中一貫教育を受ける9年間は、体格や身体能力はもとより、社会性、行動範囲等あらゆる面で大きく成長する時期である。児童生徒が学年段階の区切りの進行に伴って自らの成長が実感できるように、各学年段階の区切りごとに空間構成や教室環境に変化を付けるなど工夫することが重要である一方、体格差の大きい児童生徒が同じ施設を利用することから、施設の事故防止対策、学校用家具の強度や寸法への配慮など、安全性を確保することが重要である。

2 9年間一貫した学校運営に適した施設環境の確保

- 小中一貫教育の制度化に伴い、継続性・安定性のある小中一貫教育に取り組むため、学校マネジメントの一貫性を確保する必要がある。具体的には、「義務教育学校」においては、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施することとされており、また、「小中一貫型小学校・中学校(仮称)」においては、組織上独立した小・中学校間の意思決定の調整システムを整備(学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置)することが求められている。このため、小・中学校段階

の教職員の一体性を促し、一貫教育に適合した学校マネジメントを可能とする施設環境を確保することが重要である。

3 地域ぐるみで子供たちの学びを支える場としての施設環境の確保

- 地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子供の数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子供の社会育成機能が弱まっているとの指摘がある。また、少子化などに伴い、単独の小学校及び中学校では十分な集団規模を確保できない地域も多くなってきている。こうした中で、異学年交流を活発化させたり、より多くの多様な教師が児童生徒に関わる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校へ取り入れることへのニーズが高まり、小中一貫教育の導入が行われている現状がある。
- 9年間を通して学校と地域が連携して子供たちの成長を見守るという考えに立って、学校運営を支援する取組や世代間交流等の地域の教育力を積極的に活用する取組など、小中一貫教育を実施する学校における活動を地域ぐるみで支える場を確保することが重要である。こうしたことが学校を拠点とした活力ある地域コミュニティの形成にも資するものである。

第2 小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計における留意事項

- 小中一貫教育を効果的に実施するための施設環境を確保するためには、これまで小・中学校施設整備指針に示された計画・設計における留意事項に加え、小中一貫教育の特性や多様性を踏まえた留意事項を提示することが必要である。このため、第3章第1に示す基本的考え方を踏まえ、以下に小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計における留意事項を示す¹⁰。
- 小中一貫教育の取組形態は様々である。画一的な計画・設計とならないように、各学校の特色ある教育課程などに応じた計画・設計を行うことが重要である。なお、以下の留意事項は、どのような形態を取るかによって参考とすべき事項が異なることに配慮が必要である。

1 小中一貫教育を円滑に導入するための計画・設計プロセスの構築

小中一貫教育を円滑かつ効果的に導入するためには、早い段階から行政だけではなく、小中一貫教育の当事者となる学校、家庭、地域等の関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくプロセスを構築することが重要である。

学校が目指す目標を実現するためには、学校、家庭、地域等の関係者と課題認識や小中一貫教育に取り組む狙いを共有しつつ、関係者と対話を重ねて学校施設づくりの明確な目標を設定するとともに、関係者で共有・継承していくことが重要である。

¹⁰ 小中一貫教育に適した計画・設計における留意事項については、おおむね次のような考え方で記述している。
「～重要である」：小中一貫教育を進める上で、必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの
「～望ましい」：小中一貫教育を進める上で、より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの
「～有効である」：小中一貫教育を進める上で、必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

〈具体的な留意事項〉

- ・ 計画・設計プロセスの構築に先行して、将来の児童生徒数の動向や現存する学校施設の状況等の地域の実情を把握しておくことが重要である。
- ・ 学校施設の計画・設計が、設置者や学校において実施しようとする教育課程を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画段階から十分な期間を確保して、教職員、保護者、地域住民等と学校施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。
- ・ 委員会やワークショップ等において、小中一貫教育の意義について共通理解を深めていくとともに、新しく学校施設づくりを進めていく際に生じる不安や課題を解消し、学校施設の共通イメージをまとめていくことが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることが有効である。
- ・ 保護者、新たに赴任した教職員等に対して、整備された学校施設とその構成する諸室の意義を伝え、より効果的な教育活動を行っていく観点から、当該施設の計画・設計コンセプトを共有・継承できる資料を作成しておくことも有効である。

2 地域の実情や将来動向を考慮した施設の規模、形態の設定

児童生徒数と学級数の設定は、学校の施設計画の最も基本的な条件である。このため、学校施設の規模の設定に当たっては、関係部局と連携を図りながら、地域の実情を踏まえ長期的視点に立つて行うことが重要である。また、将来の学年段階の区切りの設定、教育内容・方法等の変更に対して、柔軟に対応できる学校施設を計画することが重要である。

施設形態の設定においては、立地条件や学校施設の実態等を踏まえ、9年間一貫した教育活動を含む学校運営の実施に適した施設環境を確保できる形態とすることが重要である。

〈具体的な留意事項〉

- ・ 人口増減の推移や小中一貫教育の導入に伴う児童生徒の動向予測など、関連データや先行事例に関する情報を調査して、長期的視点に立ち学校施設の規模を設定することが重要である¹¹。
- ・ 将来の学級数の増減が予想される場合には、増減分を見込んだ教室などの整備、将来的な増築用地の確保等について計画することが重要である。
- ・ 将来の学級数の増減が生じても学年段階の区切りに対応した空間的なまとまりを崩すことのないよう教室に変更可能なスペースの確保、間仕切り壁の変更、設備機器の更新・増設等を考慮した計画とすることが望ましい。
- ・ 施設形態の設定においては、事前に形態ごとの特性や期待できる教育的効果を把握し、立地条件や学校施設の実態等を踏まえ、どの施設形態にするか検討することが重要である。

¹¹ 域内の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する検討に当たっては、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年1月27日 文部科学省)が参考となる。

- ・ 必要に応じてスクールバスなどを利用する場合には、スクールバスなどが安全に駐停車、転回できるとともに、児童生徒が安全に乗降できる計画とすることが望ましい。また、児童生徒の待機場所を検討しておくことも望ましい。

(参考:施設形態の特性)

施設一体型:

小・中学校段階の施設を一体的に整備することにより、9年間一貫性のある教育活動を含めた学校運営を効果的に実施することが可能である。他方、児童生徒は9年間同一施設で学習・生活することになるため、児童生徒の発達段階などに配慮した計画が必要である。

施設隣接型・分離型:

小・中学校段階の施設が物理的に離れていることから、施設ごとに学年段階の区切りを設けた教育活動を実施することが可能である。他方、児童生徒や教職員が施設間の移動を要することなどに配慮した計画が必要である。

3 施設一体型の留意事項

(1) 教育活動の一貫性確保への対応

① 小中一貫した教育課程に対応した施設環境

9年間の教育目標の明確化とともに、教育目標に即した教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程が編成・実施される。このため、施設の計画・設計に当たっては、教育課程などに応じて、9年間を見通した教育活動ができる施設環境を計画することが重要である。

〈具体的な留意事項〉

(校地・配置計画)

- ・ 校地の選定については、9年間の部活動、学校行事を含めた教育活動、学校開放での諸活動を具体的に想定し、校舎敷地、運動場や屋外教育環境施設等の用地について、教育上・安全上支障が生じないよう、必要な面積を確保することが重要である。

(平面計画)

- ・ 小・中学校段階間の円滑な接続のため、小学校段階からの教科担任制の導入やいわゆる乗り入れ授業が様々な教科等で行われることから、特別教室などの学習関係諸室の計画の際には、各学校の教育課程、授業方法等を踏まえ、教科指導などの充実を図ることができる規模・数を計画することが重要である。
- ・ 特別支援学級については、障害の状態及び特性、対象児童生徒数の変動に応じ、9年間の系統性・連続性のある教育活動や一貫した支援を円滑かつ効果的に行えるよう配置や室構成を検討することが重要である。

(設備計画)

- ・ コンピュータ、プロジェクタ等の情報機器の計画的な導入を見据えて、各室・空間のネットワーク環境などの情報系設備を計画することが有効である。

② 学年段階の区切りに対応した空間構成、施設機能

児童生徒の発達段階に応じて、6-3以外に4-3-2や5-4といった柔軟な学年段階の区切りを設定するケースが多く、小中一貫教育の特色の一つとなっている。このため、施設の計画・設計に当たっては、学年段階の区切りの狙いなどを十分に理解し、区切りに対応した校舎のゾーニングや教室環境の計画を行うとともに、児童生徒が自らの成長を実感できる工夫を行うことも重要である。

〈具体的な留意事項〉

(平面計画)

- ・ 各学年段階の区切りに対応した空間構成や必要な施設機能を確保することが重要である。中でも9年間を3つに分ける場合(4-3-2等)、小学校段階への教科担任制や定期テストの導入など、小・中学校段階の要素が混在する2番目の学年段階の教室環境について十分な検討を行うことが望ましい。
- ・ 児童生徒は9年間同一施設で学習や生活を行うことになるため、児童生徒が自らの成長を実感できるよう、各学年段階の区切りごとに空間構成や教室環境に特色や変化を付ける等の工夫を行うことが重要である。
- ・ 学年段階の区切りが柔軟であることも小中一貫教育の特徴であり、計画時の区切りと異なる区切り方が将来採用される可能性もあることに留意することが望ましい。
- ・ 教科指導の充実や児童生徒の主体的な学習態度を育成する観点から、中学校段階に教科教室型の導入を検討することも有効である。あわせて自由時間の居場所や持ち物の保管、情報伝達等を図る場として、ホームベースやロッカースペースを設けることが有効である。
- ・ 校舎のゾーニングに当たっては、学年段階の区切りによる授業時間の違いにより、児童生徒の下校時間、中学校段階の試験期間、校内放送やチャイムの音等に配慮して学習活動に支障を及ぼすことがないように計画することが有効である。
- ・ 学校規模が特に大きい場合には、校舎のゾーニングについて、児童生徒の生活集団を適切な規模に分節することも有効である。

(各室計画)

- ・ 各学年段階における学習内容・学習形態等に応じ、一斉指導による授業、異学年との合同授業、グループ学習、少人数指導による学習等の多様な学習集団に弾力的に対応できる教室環境を計画することが重要である。
- ・ 普通教室・教室周りの計画については、小学校段階の低学年用では生活科、図画工作等の教科学習などが行われることを考慮して教室周りを充実させ、小学校段階の中・高学年用及び中学校段階用では特別教室及び教科教室の利用を考慮して普通教室と特別教室等との位置関係に留意することが望ましい。

(設備計画)

- ・ 校内放送設備の整備やチャイムの設定については、学年段階の区切りの違いによる教育内容・方法や時間割を踏まえ計画することが重要である。

③ 異学年交流スペースの充実

9年間の教育活動を効果的に実施していく上で異学年の交流は重要であり、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身に付けさせることが期待できる。このため、施設の計画・設計に当たっては、学年や学年段階の区切りを越えて年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線を意図的に計画することが重要である。

〈具体的な留意事項〉

(配置計画)

- ・ 児童生徒の交流の場として、廊下や階段等の移動空間、中庭や広場等の屋外空間、ピロティなどの半屋外空間、登下校時のアプローチ空間などを単なる移動空間として考えず、自然に異学年交流を生む空間として設計上の工夫をすることが重要である。

(平面計画)

- ・ 異学年交流スペースについては、児童生徒の動線を考慮して利用しやすい位置に配置し、そこで行われる授業や学校行事等の交流活動を具体的に想定して、規模や施設機能を計画することが重要である。
- ・ 図書室やメディアセンター等の共通学習室を計画する際には、児童生徒の異学年交流の場としての役割を重視して校舎内の利用しやすい位置に配置することが望ましい。
- ・ 食堂やランチルームを計画する際には、食事だけでなく、異学年や地域と交流できる空間としても活用できるよう多目的かつ多機能な空間とすることが望ましい。

④ 小中一貫教育の取組の高度化に資する共同利用

特別教室、屋内・屋外運動施設等の共同利用は、授業や学校行事等を通じて、教科指導の連携や異学年交流の充実等が進み、小中一貫教育の取組の高度化が期待できる。このため、施設の計画・設計に当たっては、施設規模や学習関係諸室等の機能に配慮した上で、小・中学校段階間で共同利用できる計画とすることが重要である。

〈具体的な留意事項〉

(平面計画)

- ・ 施設規模、授業方法、時間割等に応じて共同利用を考慮し、異学年の交流や教職員間の連携ができる各室・空間を計画することが重要である。
- ・ 共同利用を計画する際には、授業開始時間を揃えるなどの時間割の工夫、施設の使用調整、チャイムの設定方法等の運営面と合わせて検討することが重要である。なお、共同利用は教育上・安全上支障が生じない範囲で、小中一貫教育の取組の高度化に資するよう計画することが重要であり、単に建物や運動場の面積の節約を目的として行うことは適切ではないことに留意する。
- ・ 特別教室を共同利用する際には、学級数や時間割を基に、小・中学校段階の教員の教科等ごとの連携の機会になることにも留意して、必要な室数を確認することが重要である。
- ・ 施設規模などにより同一教科の特別教室を複数計画する場合には、共同利用や教科指導等の充実を考慮して機能に応じ分化させて特色ある教室環境を計画することが望ましい。

(各室計画)

- ・ 共同利用を計画する際には、学年段階の区切りの違いによる教科の特徴や学習の狙い、児童生徒の発達段階に応じて必要とする設備・環境を備えることが重要である。
- ・ 共同利用する特別教室、屋内・屋外運動施設等については、学習活動の空間を確保するだけでなく、その活動を支えるため準備室などの空間を拡充することも重要である。
- ・ 施設を有効に活用する観点から、使用率の低い室が可能な限り生じないよう、多目的に利用することができる空間として計画することも重要である。
- ・ 異学年への関心と理解を促すため、作品や資料等の展示、掲示等ができるスペースを計画することも有効である。

(2) 学校運営の一貫性確保への対応

一貫教育に適合した学校マネジメント体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程が編成・実施される。このため、施設の計画・設計に当たっては、小・中学校段階の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することが重要である。

<具体的な留意事項>

(平面計画)

- ・ 小・中学校段階の教職員が日常的に業務の連携やコミュニケーションを取ることができるよう、校長室、職員室、事務室、会議室、印刷室、休憩室等の管理関係室の配置、教室への移動動線等に配慮した計画とすることが重要である。
- ・ 学校規模が大きい場合には、教員と児童生徒の接触機会を増やすため、必要に応じて学年ごとや学年段階の区切りごとに分散した教員のスペースを確保することが望ましい。なお、この場合においては、一体的な組織体制の下で9年間一貫した教育課程を実施することができるよう中央の職員室との連携に留意する。

(各室計画)

- ・ 職員室を計画する際には、小・中学校段階の教職員が一体的に利用できる面積を確保することが重要である。職員室の内部は、打ち合わせのためのスペースを確保するとともに、学年段階の区切りに応じて教職員の座席を配置するなどして、日常的に教職員が連携できる計画とすることが重要である。
- ・ 小・中学校段階の教職員が合同で会議や研修等を行うための空間や、教育課程に対応した教材の準備や指導計画等の作成・保管のための空間についても計画することが望ましい。
- ・ 教職員が落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を取ることができる空間を計画することが望ましい。
- ・ 保健室を計画する際には、児童生徒の発達段階に応じて心と体への対応が必要なことから、カウンセリングを行うことのできる空間を保健室に隣接した位置に設置することや、保健室内に遮音性に配慮して間仕切りなどを設置して確保することが重要である。

- ・ きめ細かな指導を行っていくために、児童生徒と教員が個別に相談したり、教員が保護者などからの相談に応じたりする教育相談室を計画することが有効である。
- ・ 食事環境について調理室、配膳室を計画する際には、設置者における学校給食の実施方針を踏まえ、適切な面積を確保するとともに、食堂、ランチルーム等の食事のための空間に近接させて計画することも有効である。

(設備計画)

- ・ 校務の効率的・効果的な実施のため、校務支援システムの導入を考慮した情報系設備を計画することが望ましい。

(3) 小中一貫教育の実施に適した安全性の確保

児童生徒が9年間同一施設を利用するため、児童生徒の発達段階、利用内容に応じ、安全性を備えた施設環境を確保する必要がある。このため、施設の計画・設計に当たっては、児童生徒の体格差への配慮など機能面だけでなく安全面についても検討することが重要である。また、非常時の避難経路の設定や施設のバリアフリー対応に留意することが重要である。

<具体的な留意事項>

(平面計画)

- ・ 中学校の既存校舎を活用して小中一貫教育を実施する際には、児童が階段を安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの位置、床面の素材等に配慮することが重要である。
- ・ 多人数を同時に収容する室などを避難階以外の階に計画する場合には、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保するなど、避難経路の設置に留意することが重要である。
- ・ 屋外計画の際には、放課後などに低学年児童が安心して運動や遊びができるように、部活動が行われる運動場とは別に、低学年専用の運動場や広場等を計画することが重要である。

(各室計画)

- ・ プールを共同利用する際の水深調節の計画は、低学年児童の安全性を考慮して、使用方法や監視体制等の運用面と合わせて検討することが重要である。
- ・ 屋内運動施設を共同利用する際には、体力や体格の異なる児童生徒が同時に安心して利用できるように体育器具や防球ネット等を設置することが有効である。
- ・ 昇降口の計画の際には、児童生徒が登下校時及び避難時の通行の場として一斉に利用するため、安全かつ円滑に出入りできる通路幅や空間を確保することが望ましい。また、学校規模によっては、屋外での異学年の交流に配慮しつつ、昇降口を分散して計画することも有効である。
- ・ 手洗い、流し、水飲み場、便所等の設備については、児童生徒の体格差を配慮した高さに計画することが重要である。
- ・ 学校用家具については、児童生徒の発達段階、利用方法等を踏まえ、十分な耐用性、安全性を確保するとともに、児童生徒の人体寸法に合った家具を計画することが重要である。

4 施設隣接型・分離型の留意事項

(1) 教育活動の一貫性確保への対応

9年間の教育目標の明確化とともに、教育目標に即した教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程が編成・実施されるが、施設形態の違いなどにより施設間の連携内容は多様である。このため、施設の計画・設計に当たっては、教育課程や施設間の連携内容等に応じて、9年間を見通した教育活動ができる施設環境を計画することが重要である。

<具体的な留意事項>

(配置計画)

- ・ 施設隣接型・分離型においては、施設ごとに児童生徒の発達段階に応じた特色ある施設環境を確保することが可能である。学年段階の区切りや児童生徒の発達段階に配慮して、6-3以外の4-3-2や5-4といった学年段階の区切りを導入する際には、学年段階の区切りの狙いや授業方法の違いを十分に理解し、区切りに対応した施設環境を計画することが重要である。
- ・ 施設隣接型においては、小中一貫教育を効果的に実施するため、隣接した施設間の渡り廊下などを整備して円滑に移動できる動線を確保することが望ましい。
- ・ 異なる敷地に別々に設置されている施設について、小・中学校段階間の一体感を生み出す意匠を施すことも望ましい。
- ・ 施設間の合同授業、合同行事等を行うため、必要に応じてスクールバスなどを利用する場合には、スクールバスなどが安全に駐停車、転回できるとともに、児童生徒が安全に乗降できる計画とすることが望ましい。

(平面計画)

- ・ 施設間の合同授業、合同行事等を行うため、来校する児童生徒や教職員が円滑に移動することができるように動線の設定や授業などの前後の待機場所についてあらかじめ検討しておくことが重要である。
- ・ 教育内容の充実や施設間の児童生徒の交流機会を増やすため、各施設にある同一の教室などについて、機能に応じて分化させて特色ある教室環境を確保することも有効である。

(詳細計画)

- ・ 施設間の一体感を生み出す工夫として、児童生徒や保護者、地域住民が立ち寄りやすい位置に、全学的な取組などを紹介する展示、掲示等のための設備を計画することも望ましい。

(設備計画)

- ・ 施設間の交流学习や情報機器の計画的な導入等を考慮して、各室・空間のネットワーク環境などの情報系設備を計画することが望ましい。

(2) 学校運営の一貫性確保への対応

一貫教育に適合した学校マネジメント体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程が編成・実施される。このため、施設の計画・設計に当たっては、施設間の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することが重要である。

〈具体的な留意事項〉

(配置計画)

- ・ 施設間の教職員が合同で会議や研修等を行うための空間を確保することが重要である。その際、各施設の状況や移動時間等を踏まえ、適切な施設に設置できるよう検討することが重要である。

(設備計画)

- ・ 施設間の教職員の効率的・効果的な連携のため、情報機器やネットワーク環境等の情報系設備を計画することが重要である。その際、施設間の校務の効率的・効果的な実施のため、校務支援システムの導入と一元的な運用を検討することが望ましい。

(3) 小中一貫教育の実施に適した安全性の確保

施設間の連携内容を踏まえ、来校する児童生徒と在籍する児童生徒の発達段階、利用内容に応じ、安全性を備えた施設環境を確保する必要がある。このため、施設の計画・設計に当たっては、児童生徒の体格への配慮など機能面だけでなく安全面についても検討することが重要である。また、非常時の避難経路の設定や施設のバリアフリー対応に留意することが重要である。

〈具体的な留意事項〉

(平面計画)

- ・ 中学校の既存校舎を活用して合同授業や合同行事等を行う際には、児童が階段を安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの位置、床面の素材等に配慮することが重要である。
- ・ 施設間の連携内容を踏まえ、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合には、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保するなど、避難経路の設置に留意することが重要である。

(各室計画)

- ・ 学校用家具の計画の際には、小・中学校段階間の連携内容や、児童生徒の発達段階、利用方法等を踏まえ、十分な耐用性、安全性を確保するとともに、児童生徒の人体寸法に合った家具を計画することが重要である。

5 既存学校施設の有効活用

既存学校施設を活用する場合には、小中一貫教育を効果的に実施できる施設へと転換を図る必要がある。このため、施設上の課題を把握し、必要に応じて安全・安心な施設環境を確保するとともに、小中一貫教育に取り組む狙いや教育課程、学校マネジメント体制等を踏まえ、施設環境の充実を図っていくことが重要である。

〈具体的な留意事項〉

- ・ 既存学校施設を活用する場合には、施設の状態、9年間一貫した教育活動を含めた学校運営の適応状況等を適切に把握するとともに、把握したデータを基に評価を行い、適時・適切な整備ができるよう計画を策定することが重要である¹²。

¹² これらの具体的な検討に当たっては、「学校施設の長寿命化改修の手引」(平成26年1月 文部科学省)が参考となる。

- ・ 既存の教室環境や設備、家具・備品等が児童生徒の発達段階や体格差に対応したものであるか確認することが重要である。
- ・ 既存の小・中学校いずれを活用するかによって、プールの水深や家具の寸法の違い、児童の放課後の居場所確保や児童生徒数の増加に伴う給食機能拡張の必要性など課題が異なることに留意することが重要である。
- ・ 既存の敷地を活用する場合には、屋外運動場の確保だけでなく、児童生徒の発達段階に応じた固定施設や固定遊具の設置も考慮して計画することが望ましい。
- ・ 既存の中学校校舎を活用する場合には、「小学校の児童用の階段におけるけあげの寸法の特例について」(平成26年7月1日付け26施企第11号大臣官房文教施設企画部施設企画課長通知)¹³を踏まえ、階段の昇降に係る児童の安全性の確保に留意することが重要である。

6 地域と共にある学校施設の整備

保護者、地域住民が学校運営を支援する取組や地域住民のボランティア活動などによる学校支援の取組等の利用を考慮した計画とするとともに、児童生徒と地域住民との交流や学校開放を実施する際の利用者の動線に留意し、交流部分や開放部分を計画することが重要である。

〈具体的な留意事項〉

- ・ 保護者や地域住民との連携を進めるため、活動の拠点を計画するとともに、ホール、ロビー等において休憩・談話等のための空間を計画することが重要である。
- ・ 学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、地域に開放する施設や範囲をゾーニングし、地域住民との共同利用のできる施設として計画することも重要である。
- ・ 学校施設が地域の核となることも視野に入れ、他の公共施設との複合化を図ることも有効である。この際、学校施設における児童生徒の学習・生活に支障を生ずることがないように計画することが重要である。
- ・ 小中一貫教育を実施する学校施設の整備において、旧校舎の写真や校旗、校歌等を保存するための学校歴史コーナーなどを計画することも有効である。

¹³ 小学校の児童用階段におけるけあげ寸法の特例については、これまでと同じく、けあげ寸法を原則として16センチメートル以下とするものの、次に掲げる措置を講じた場合には、18センチメートル以下とすることができることとされた。

①階段の両側に、手すりを設けたものであること

②階段の踏面の表面を、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること

第4章 国による支援策

- 小中一貫教育の導入は設置者の主体的な判断によるものではあるが、今後、小中一貫教育に取り組む設置者の更なる増加が見込まれ、その取組の質の向上を不断に図っていく必要がある。
- 小中一貫型小学校・中学校(仮称)については、現行どおり小学校・中学校として施設費への支援を受けることが可能であるが、義務教育学校の施設費への国による支援については、中教審答申を踏まえ「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)」が改正され、公立の義務教育学校の校舎及び屋内運動場の新築又は増築に要する経費について、公立の小学校・中学校と同様に、同法第3条に基づく国庫負担の対象に加えられるとともに、同法第12条に基づく交付金の交付等の対象となることとなった。
- 国は、こうした財政的な支援に加え、以下の取組を通じ、小中一貫教育の円滑かつ効果的な導入に資するよう、施設整備面からも支援を行うことが期待される。

・学校施設整備指針への反映

国は、学校施設の計画・設計における留意事項を示した学校施設整備指針を学校種ごとに策定し、設置者に周知している。本報告を踏まえ、小学校・中学校における学校施設整備指針について、小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計における留意事項を記述し、設置者に周知していく必要がある。

・学校施設の計画・設計プロセス構築の支援

国は、設置者が、地域の実情を踏まえ小中一貫教育を円滑かつ効果的に導入できるように、学校施設の基本計画の策定などにおいて、教職員、保護者、地域住民等の関係者が参画した委員会やワークショップ等を設置し、必要に応じて教育や建築の有識者の協力を得ながら、関係者との合意形成を図っていく学校施設の計画・設計プロセスの構築に資する取組について支援する必要がある。

・普及啓発

国は、本報告書や上記の学校施設の計画・設計プロセスの構築に資する取組の成果について、説明会などを通じて設置者や設計事務所等に対して広く普及啓発して、小中一貫教育の実施に適した学校施設づくりを促進することに努める必要がある。

今後、小・中学校段階間の接続の円滑化や9年間の教育課程の系統性・連続性の強化、異学年交流の充実に取り組むケースが増加していくものと考えられることから、施設形態ごとに小中一貫教育の特性を最大限生かすような施設計画に関する知見の蓄積、普及に努める必要がある。